

うるま市立高江洲小学校いじめ防止基本方針

平成27年 4月
うるま市立高江洲小学校

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方針

1 趣 旨

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条に基づき、本校に通学する児童に対するいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにし、本校に通学する児童が安心して生活し、学ぶことのできる環境を構築することを目的とする。

2 いじめの定義

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）
- (2) いじめとは、当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいい、いじめが起こった場所は、学校内外を問わない。また、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

3 基本理念について

いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。そのために本校では、学校長のリーダーシップのもとで、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、学校全体で「いじめを生まない学校作り。いじめを許さない学校」に取り組むように努める。

4 いじめ防止に対する本校の基本方針

- (1) 「いじめを生まない学校作り。いじめを許さない学校」学校・学年・学級の雰囲気。
- (2) 「いじめは人間として絶対許されない」という認識に立ち毅然とした指導を行う。
- (3) スクールカウンセラー等、関係機関と連携を図り、個に応じた支援体制を行う。
- (4) 児童の理解を深め、児童一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と児童間の信頼づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努める。
- (5) 道徳の時間を要として教育活動を展開し、人権及び生命尊重の精神を育てる。
- (6) 月1回の「人権の日」（生活朝会）の取り組みを充実させ、人権を尊重する心を育み、一人一人のよさや可能性を伸ばす。
- (7) 定期的なアンケート調査を実施。
- (8) 「いじめは人権侵害である」との認識に立ち、学級経営において「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- (9) 学校と保護者が協力して事後指導にあたる。

第2 いじめ防止等のための対策の内容

1 いじめを未然に防止するための取組

(1) 校長

- ① 学校教育目標「たくましい実践力を身につけた 心身ともに豊かな子どもを育成する」の意味（具体的目標について、終礼等を通して、全教職員に周知し、それを踏まえて学級経営・教科経営に下ろすよう指示する。

たくましい実践力を身につけた 心身ともに豊かな子どもを育成する

- よく考え 進んで勉強する子
- 明るく 思いやりのある子
- ねばり強く 仕事をやりぬく子
- 心もからだも じょうぶな子

(2) 全職員

- ① 「いじめ対策防止推進法8条」（学校及び学校の教職員の責務）を踏まえ、教職員全体が一丸となっていじめ防止への使命感と責務を持つ。

いじめ対策防止推進法8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめをうけていると思われるときは、適切かつ迅速にこれを対処する責務を有する。

- ② 日常的ないじめの問題について触れ、学校全体、学級全体に「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を持たせる。
- ③ はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為、無視、放置、隠蔽もいじめを肯定していることを理解させ、傍観者からいじめを防止する仲裁者への転換を促す。
- ④ 人権教育の充実
 - ・毎月第一金曜日（生活朝会）の人権の日を充実させる。（確実に実施する）

(3) 学級担任・教科担任

- ① 一人一人を大切に「分かる授業」の充実に努める。
- ② 学年・学級経営の充実
 - ・学年集会や学年行事を通して、学年の一員としての所属感を味わわせる。
 - ・毎時の授業を充実させる。
 - ・授業や行事の中で活躍できる場を設定する。
- ③ 道徳の時間や人権の日を要に、学校の教育活動全体を通して自他の大切さを理解させる。
 - ・心に響く道徳教育の充実
 - ・週1時間の道徳の授業を充実させ、「わたしたちの道徳」を効果的に活用する。
 - ・朝の清掃活動等、奉仕的体験活動への積極的取組。
- ④ 個々の価値観等の理解（道徳、特別活動）

(4) 養護教諭

- ①学校保健委員会や保健だより等で「命の大切さ」や「心の健康」について取り上げる。
- ②研修資料を活用し、不登校の原因、いじめとの関連について職員に情報提供する。

(5)関係主任（生徒指導・教育相談担当・人権教育担当）

- ①いじめの問題について職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ②関係研修会等での資料や実践例の活用の仕方を紹介し、全職員への共有化に努める。
- ③教育相談週間の持ち方、情報の共有の仕方について話し合う。

(6)研究主任

- ①夏季休業中及び冬季休業中に、いじめの問題・道徳教育研修会・教育相談研修会・生徒指導研修会等にかかる校内研修計画を立て、全教職員のスキルアップを図る。

(7)道徳教育推進教師

- ①道徳教育研修会等での資料や実践例、「わたしたちの道徳」の活用の仕方を紹介し、全職員への共有化に努める。
- ②「人権教室」や「平和講話」等の人材活用を図り、人権や平和への意識向上を図る。

(8)児童

- ①「いじめは決して許されない」ことを理解する。
- ②はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為、無視、放置、隠蔽もいじめを肯定していることを理解する。
- ③自他の物を区別し、大切に扱う心を持つ。
- ④携帯電話やインターネットのマナーを理解する。
- ⑤善悪の判断が分かる。
- ⑥地域行事や体験活動に積極的に参加する。

(9)保護者

- ①「いじめ対策防止推進法9条」（保護者の責務）の理解

いじめ対策防止推進法9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

- ②自他の物を区別し、大切に扱う心の育成に努める。
 - ・わが子に対し、携帯電話、インターネット、ゲーム等の約束づくりをし、守らせる。
 - ・日常生活の様々な機会を通して、善悪の判断の育成に努める。
 - ・地域行事や体験活動への参加を促す。
- ③わが子に関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発
- ④わが子のがんばりをしっかり認めて褒めること、悪いことをしたときは、はっきりと根拠を示し、叱るブレない子育てを心がける。
- ⑤父親の子育てへの積極的参加の啓発。

2 いじめの早期発見にむけての取組

(1) 校長

- ① 日頃から、気軽に話せるようなコミュニケーションづくりに努め、児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ② 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(2) 全職員

- ① 休み時間等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。
- ② 日頃から、児童一人一人の様子を観察し、いつもと違う表情、行動をとったときは、速やかに担任に連絡する。また、月一回の生徒指導部会や職員会議等で、気になる児童、問題行動のあった児童などを確認し、情報の共有化に努める。
- ③ 集団から離れて一人いる児童への声かけに努める。
- ④ 教育相談週間やいじめのアンケート調査による情報収集。
- ⑤ 児童の持ち物に落書きやいたずら、靴などの紛失があった場合の即時対応と原因追究。

(3) 学級担任・教科担任

- ① 日頃から、児童を継続観察し、保護者との連携をとりながら、信頼関係を築けるよう児童理解に努める。児童が示す、小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ② 休み時間・放課後の児童とのスキンシップや雑談の中などで、交友関係や悩みを把握できるようにし、共感的な態度で悩みを聞く。
- ③ 教育相談週間及び家庭訪問、個人面談等の機会を活用して、教育相談を行う。
- ④ 悩みや気になることがあったら、すぐに先生方に相談できる態度を育てる。

(4) 養護教諭

- ① 保健室を利用する子、委員会活動を共にする子との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと違うと感じたときは、機会を捉え、悩みを聞く。

(5) 関係主任（生徒指導・教育相談担当・人権教育担当）

- ① 毎月の人権の日に実施するいじめアンケート調査及び実態把握に努める。
- ② 教育相談の実施等、全校体制で計画的に実践できるように努める。
- ③ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用等、全教職員及び、児童、保護者に周知する。
- ④ 教育相談週間の実施。

(6) 児童

- ① 悩みや気になることがあったら、すぐに先生方に相談できる態度を持つ。
- ② 悩みや気になることがあったら、アンケート等書ける態度を持つ。
- ③ 先生方や親にも言えない悩みがあったら、スクールカウンセラー等による相談室の利用ができることを理解する。

(7) 保護者

- ① わが子の悩みにしっかりと耳を傾け、気になることについては、速やかに学校に連絡する。
- ② 日常的・積極的な子どもとの会話に努める。
- ③ 日常的に、服装の汚れ、けがのチェックに努め、言葉が乱暴になる、部屋に閉じこもる等、気になることがあれば、学級担任に連絡する。
- ④ わが子の持ち物の紛失や増加に注意する。

(8) 地域

- ① 地域での子どもの様子に変容がみられたら、速やかに学校に知らせる。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織（いじめ対策委員会等）

(1)組織

①学年会

- ・開催日：毎週月曜日の放課後
- ・構成員：各学年の学級担任

② 生徒指導部会

- ・開催日：毎月第3木曜日の放課後
- ・構成員：校長 教頭 教務 生徒指導主任 教育相談担当 学年主任 特別支援担任 養護教諭
スクールカウンセラー 他

③ いじめ防止対策委員会

- 開催日：生徒指導部会と兼ねて開催
- 構成員：校長 教頭 教務 生徒指導主任 教育相談担当 学年主任 特別支援担任 養護教諭
スクールカウンセラー 他

④ いじめ防止緊急対策委員会

- 開催日：緊急を要する事案が発生した場合に開催
- 構成員：上記「生徒指導部会」に係る教職員、
PTA 会長、PTA 生活委員長、主任児童委員、民生児童委員、SSW、うるま警察署、
児童家庭課、関係機関

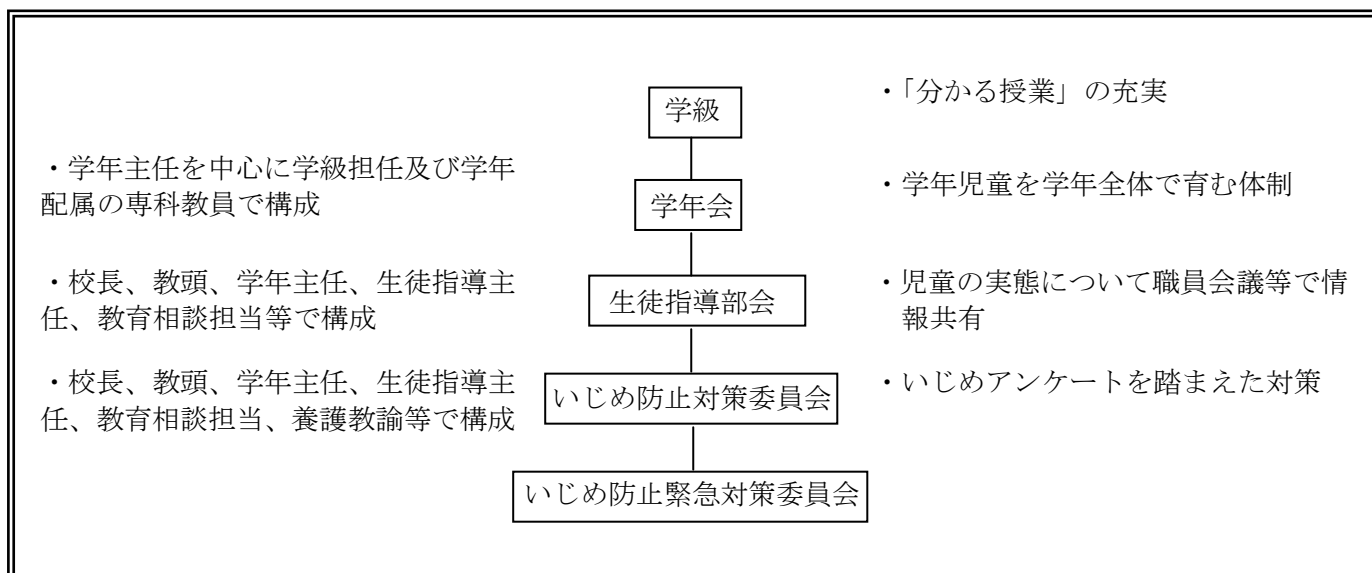
(2) 流れ

学級担任 ⇒ 学年会 ⇒ 生徒指導部会 ⇒ いじめ防止対策委員会

※緊急の場合

学級担任 ⇒ 学年主任・生徒指導主任 ⇒ 校長・教頭 ⇒ いじめ防止対策緊急委員会

(3) 組織図



4 重大事態への対処

(1) 重大事態発生時の対応について

- ①重大事態を認知した場合は、速やかにうるま市教育委員会に報告する。
- ②重大事態解決に至るまでは、緊密な連携を図り、事態収拾に最大限努め、必要に応じて教育委員会からの助言を得る

③ 重大事態収束後は、速やかに教育委員会に電話による連絡を行い、その後報告書を提出する。

(2)懲戒権の行使

①教育上必要があると認められるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促す。ただし、体罰を加えることはできない

(3)直接、いじめを行っていない児童への対応

①傍観・無視・放置・隠蔽することがいじめに荷担することと同じであること、いじめられた児童の苦しみの理解

②言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導

(4)保護者への連絡と支援・助言

① いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。

② 事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を保護者に適切に提供する。

③ いじめに気付いた場合、傍観者とならず、保護者へ通告できるように指導

④ どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

(5)保護者の対応

①いじめられた側の保護者

- ・子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話にしっかり耳を傾けることで事実や心情の把握に努める。

- ・問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力

②いじめた側の保護者

- ・いじめられた児童を守る対応をすることへの理解

- ・事実の冷静な確認と子どもの言い分にしっかり耳を傾けること

- ・被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）

- ・問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力

(6)教育委員会・関係機関との連携

①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかにうるま市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。

これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

②いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、うるま警察署（少年課）と連携する。

(7)学校評価の実施

①いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

②教職員アンケート

③児童アンケート

④保護者アンケート